

平成16年6月29日

独立行政法人 航海訓練所
理事長 安本 博通 殿

監事 山内 折立
監事 土橋 正義

監事報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成15年4月1日

から平成16年3月31日までの第3期事業年度の業務の執行について監査しました。

その結果につき以下の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 私たちは月例の役員会、毎週開催の理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長及び理事等から事業の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧した。
- (2) 年間計画に基づき、本所及び練習船において業務及び財産の状況を調査した。
- (3) 会計帳簿等の調査を行い、財務諸表即ち貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書(以下、「財務諸表」という)並びに決算報告書につき検討を加えた。
- (4) 会計業務支援受託者、監査法人トーマツ東京事務所から調査結果の報告を聴取し、面談を行った。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、又財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 理事長及び理事の職務執行に当たっては、不正の行為又は法令等に違反する重要な事実は認められない。

以上